

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 告示  
○ 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 保安林の皆伐面積の残存許容限度…(産業労働局農林水産部森林課)…二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定…(建設局道路管理部監察指導課)…三
- 告示(教)  
○ 令和五年度東京都立高等学校入学者選抜入学考査料の徴収委託…五
- 告示(海区漁調)  
○ 東京海区における釣漁法の制限…五
- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限…五
- 東京海区における浮きはえ縄漁業の制限…六
- 公告  
○ 都市計画の案(四件)…八
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…八
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案…(都市整備局都市づくり政策部開発企画課)…一五
- 都市計画の案(四件)…(都市整備局都市づくり政策部開発企画課…都市基盤部調整課)…一六

## 告示

- 勤務条件についての措置の要求に関する規則に基づく公示による送付…(東京都人事委員会)…七
- 雑報  
○ 東京都職員共済組合組合会互選議員選挙の結果…(東京都職員共済組合)…七

### ●東京都告示第千五百三十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和二年東京都告示第千四百六十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

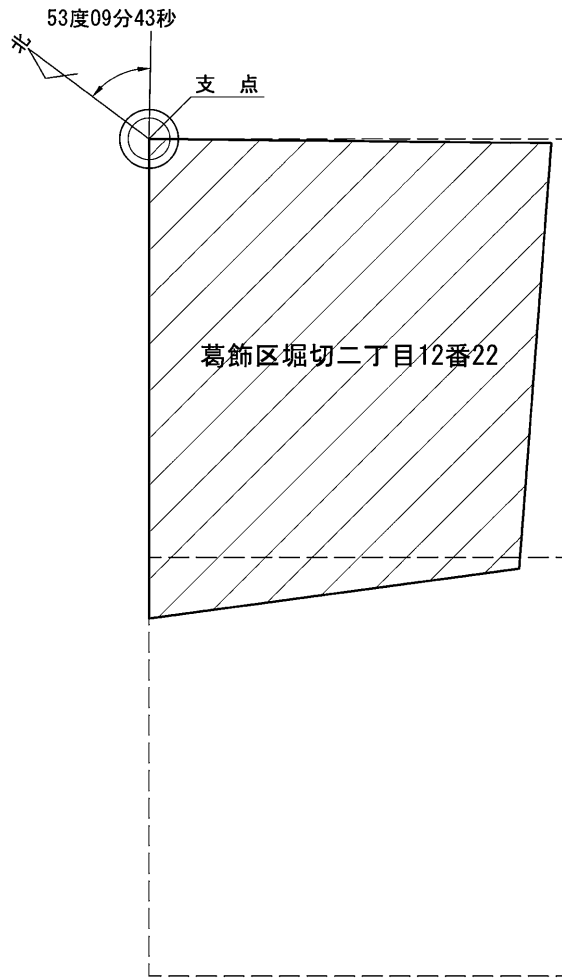
令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区堀切二丁目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合しなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支 点】  
 支点は、葛飾区堀切二丁目12番22の最北端とする。

【凡例】  
 ———— : 敷地境界  
 - - - - : 単位区画  
 // // : 指定を解除する区域

【格子の回転角度(53度09分43秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百三十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第百七十六号)第四  
 条の二第四項に規定する令和五年三月三十一日までに伐採  
 することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同  
 条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

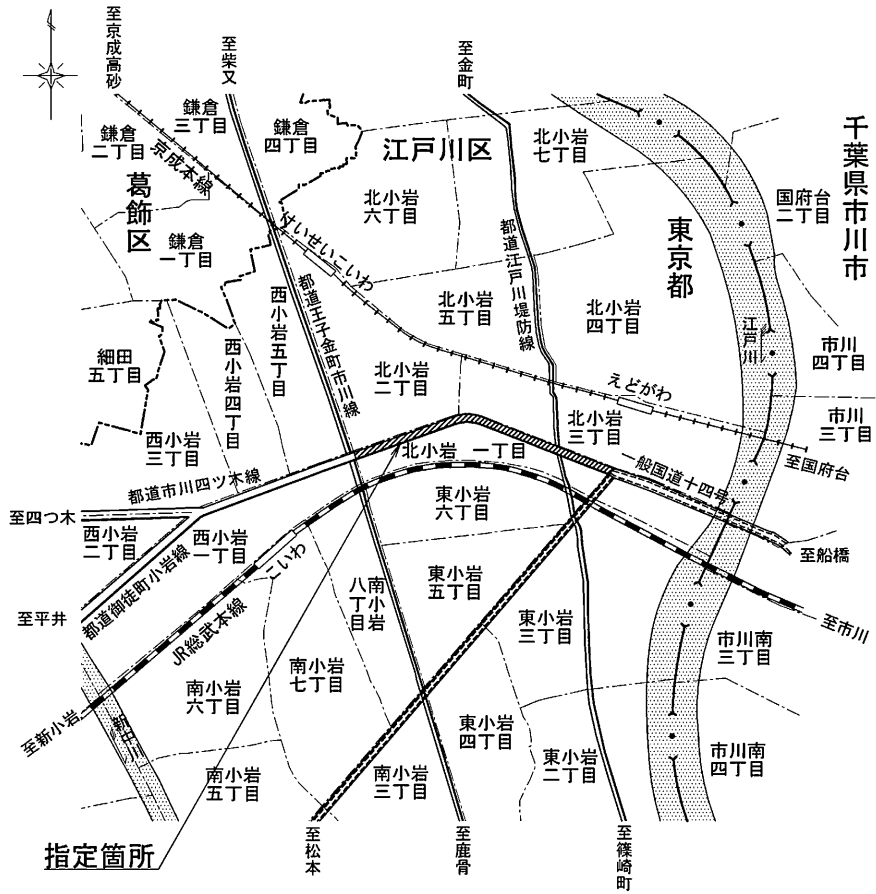
保安林の種類	単位	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
水源涵養保安林	同一単位とされる区域	
多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六四六・七七
秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原町の区域	二五一・二八
計	八王子市の区域	八一・四六
浅川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	九七九・五一
多摩川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原町の区域	四六・七八
秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原町の区域	一三・三三
計	八王子市及び町田市の区域	一五・三一
浅川	八王子市及び町田市の区域	一五・三一
大島	神津島村の区域	〇・五〇
八丈島	八丈島八丈町の区域	八一・五四
計		一五七・四六

<p>土砂崩壊防備 秋川 保安林 多摩郡日の出町の区域 あきる野市及び西</p> <p>○・五八</p>	<p>計 干害防備保安 秋川 林 西多摩郡檜原村の区域 大島 大島町の区域 八丈島 八丈島八丈町の区域 小笠原 小笠原村の区域 諸島 計 八二・七八</p>	<p>落石防止保安 多摩川 林 西多摩郡奥多摩町の区域 秋川 西多摩郡日の出町の区域 計 〇・〇三</p>	<p>保健保安林 多摩川 秋川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 計 〇・〇六</p>	<p>浅川 八王子市及び町田市の区域 計 六・五八 四四・一三</p>	<p>●東京都告示第千五百三十四号 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。 令和四年十二月一日</p>
<p>一 路線名 東京都知事 小池 百合子 都道市川四ツ木線</p> <p>二 指定する区間 江戸川区北小岩三丁目三百六十九番一 地先から同区北小岩一丁目千四百九十 八番一地先まで</p> <p>三 指定の概要 別図表示のとおり</p>					

別図

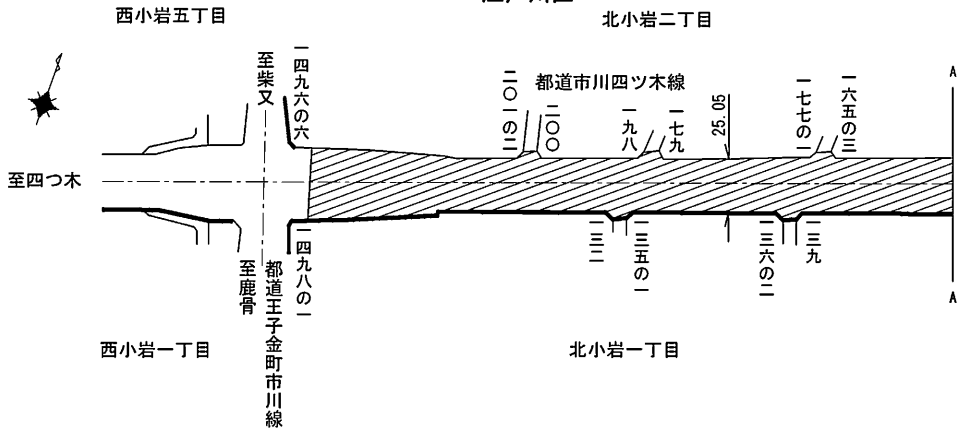
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道市川四ツ木線  
江戸川区北小岩三丁目～北小岩一丁目

(電線共同溝予定名称 市川四ツ木・三号)  
延長 九四〇・〇九メートル

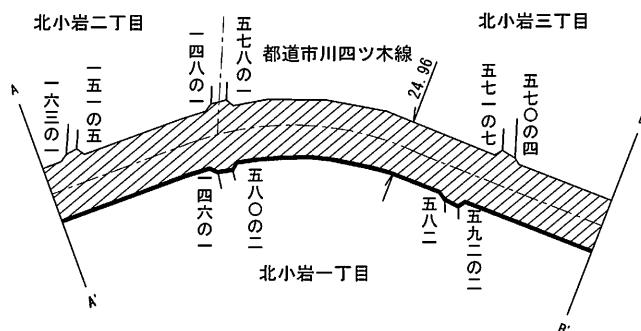


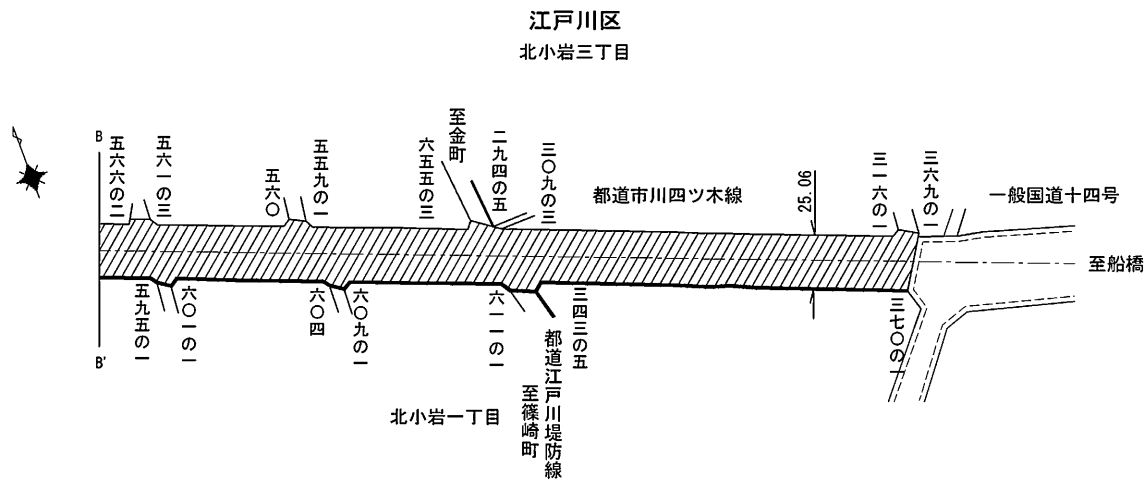
指定箇所

江戸川区



江戸川区





### 告 示 (教)

#### ●東京都教育委員会告示第五十九号

東京都立学校の授業料等徴収条例（昭和二十二年東京都条例第九十一号）第二条第一項第三号ハに規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年十二月一日

東京都教育委員会

一 委託した相手方

(一) 名称 三菱総研DCS株式会社

(二) 所在地 品川区東品川四丁目十二番二号

二 委託期間

令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託の内容

令和五年度東京都立高等学校入学者選抜入学考査料の徴収事務

### 告 示 (海区漁調)

#### ●東京漁調指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区における釣漁法について、次のとおり制限する。

令和四年十二月一日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(釣漁法の禁止)

一 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び嬭婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域においては、いきえさ（餌虫類を除く。）を使用して、あかはた及びかさごを釣獲してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和四年十二月七日から令和五年十二月六日までとする。

#### ●東京漁調指示第九号

東京海区におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。）による水産動物の採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和四年十二月一日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の承認)

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合

(二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合  
(承認基準)

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

(一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと。

(二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであつて、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。

(三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるものの

(四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であつても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行つてはならない。

(一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。

(二) 東京都内湾海域を除く東京海区(いずれも属島及び礁を含む。)の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

(三) 令和五年二月一日から同年六月三十日まで及び令和六年一月一日から同年三十一日まで(ただし、三宅島周辺海域にあつては、令和五年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。  
(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和五年二月一日から令和六年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」という。)について、次のとおり指示する。  
令和四年十二月一日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 令和五年一月一日から同年五月三十一日までの間の  
大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、  
式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島  
(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、  
八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列  
岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線  
から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょう  
たん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬(中ノ黒瀬を含  
む。)における操業

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象者

ア 東京海区(伊豆諸島海域に限る。)において、前年度にこの漁業の承認(一月一日から五月三十一日までの期間)を受け水揚げした実績を有する者

イ 前年度に承認を受け操業したもの、水揚げした実績を有しない場合にあっては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの見書を提出し、委員会が特に認められた者

ウ 委員会が特に認められた者

エ 試験研究機関

(二) 承認隻数

ア この漁業の承認できる総トン数五十トン以上二十トン未満の船舶の隻数の最高限度は百二十隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	三十五隻
静岡県	十一隻
神奈川県	六隻
千葉県	五十七隻
宮城県	一隻
和歌山県	四隻
高知県	三隻
イ この漁業の承認できる総トン数五十トン未満の船舶	

の隻数の最高限度は四隻以内とし、県別の隻数は、次のとおりとする。

神奈川県 一隻

千葉県 三隻

(三) 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合

ウ 同一の漁業者が二隻以上の船舶について申請をした場合

エ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合

オ その他委員会が漁業調整上支障があると認められた場合

合 (操業方法等)

三 この漁業の承認を受けた者の操業方法等は、次のとおりとする。

(一) 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

(二) 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げなければならない。

(三) 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。

(四) 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

(五) 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に

操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

(六) 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、五に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

(七) 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局（一ワット二十七メガヘルツ）を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(八) この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持、漁具被害の防止等を図る必要があると委員会が認めた場合は、当該漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間又は他の競合する漁業者（漁業協同組合等を含む。）との間で、操業協定等を締結しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会

が認めた場合はこの限りではない。

(九) 漁業者間で定められた操業ルールの遵守に努めるほか、適宜漁業者間による協議を行い、操業秩序の維持を確保しなければならない。

(一〇) 操業海域において、他種漁業との間で漁場競合が発生した場合には、必要に応じて相手方と連絡を取る等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。

(一一) この漁業の承認を受け、かつ、太平洋広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐる漁業を営む場合、資源の保護培養、漁業秩序維持等のため、住所の所在地

の都県に配分された漁獲可能量、所属する漁業協同組合内あるいは漁業者間で締結した協定等の取決め事項等を遵守しなければならない。

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

五 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(承認の取消し)

六 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認められたとき。

(操業実績報告書の提出義務)

七 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和五年六月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

八 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

九 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)  
十 この指示の有効期間は、令和五年一月一日から同年五月三十一日までとする。

### 公 告

#### 都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画区域区分

市街化区域 追加する部分

江東区有明三丁目、品川区東品川二丁目、東品川三丁目及び江戸川区小松川一丁目各区内

削除する部分

江戸川区小松川一丁目及び臨海町六丁目各区内並びに同区臨海町六丁目地先

追加する部分

江戸川区小松川一丁目及び臨海町六丁目各区内並びに同区臨海町六丁目地先

削除する部分

市街化調整区域

二 縦覧場所

江東区有明三丁目、品川区東品川二丁目、東品川三丁目及び江戸川区小松川一丁目各区内

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに江東区役所、品川区役所及び江戸川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

#### 都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画区域区分

市街化区域

追加する部分  
立川市柴崎町五丁目及び錦町五丁目各区内

削除する部分

立川市富士見町六丁目、富士見町七丁目、柴崎町五丁目及び柴崎町六丁目各区内

市街化調整区域 追加する部分

立川市富士見町六丁目、富士見町七丁目、柴崎町五丁目及び柴崎町六丁目各区内

削除する部分

立川市柴崎町五丁目及び錦町五丁目各区内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び立川市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

#### 都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域

追加する部分  
品川区北品川五丁目、北品川六丁目、東五反田三丁目、大田区田園調布本町、鵜の木一丁目、世田谷



削除する部分

区喜多見九丁目、給田二丁目、給田三丁目、練馬区豊玉南三丁目、中村南一丁目、上石神井四丁目、東大泉三丁目及び葛飾区東水元四丁目各地方内

新宿区中落合四丁目、西落合一丁目、文京区音羽一丁目、品川区北品川五丁目、北品川六丁目、東五反田三丁目、目黒区東山二丁目、東山三丁目、大田区田園調布本町、田園調布一丁目、鵜の木一丁目、世田谷区松原一丁目、桜上水五丁目、野毛一丁目、成城八丁目、成城九丁目、千歳台一丁目、千歳台二丁目、千歳台五丁目、喜多見五丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、給田五丁目、中野区白鷺二丁目、杉並区和田二丁目、梅里二丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田東一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、上高井戸二丁目、板橋区赤塚三丁目、赤塚六丁目、練馬区氷川台一丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松四丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原五丁目、三原台一丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、上石神井四丁目、東大泉二丁目、東大泉五丁目、大泉町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町五丁目、足立区北加平町、神明南一丁目、神明南二丁目、東伊興三丁目、葛飾区水元公園、東水元四丁目、東水元六丁目及び江戸川区西篠崎一丁目各地方内

第二種低層住居専用地域

変更する部分  
大田区山王三丁目、杉並区梅里二丁目、成田東三丁目、板橋区赤塚五丁目、練馬区土支田二丁目、石神井町五丁目、石神井台一丁目、西大泉一丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目及び江戸川区上篠崎一丁目各地方内

追加する部分  
渋谷区代々木四丁目、葛飾区水元公園、東水元四丁目及び東水元六丁目各地方内

第一種中高層住居専用地域

削除する部分  
葛飾区鎌倉一丁目、細田一丁目、細田四丁目、細田五丁目、金町三丁目、金町浄水場及び東水元四丁目各地方内

変更する部分  
葛飾区東水元五丁目地内

追加する部分  
新宿区中落合四丁目、西落合一丁目、台東区上野七丁目、上野公園、品川区上大崎三丁目、上大崎四丁目、東五反田三丁目、西五反田三丁目、大田区鵜の木一丁目、世田谷区松原二丁目、桜上水四丁目、野毛一丁目、成城八丁目、成城九丁目、船橋五丁目、南島山五丁目、渋谷区千駄ヶ谷五丁目、中野区白鷺二丁目、杉並区和田二丁目、上高井戸二丁目、豊島区西池袋二丁目、目白三丁目、北区十条台一丁目、板橋区大山西町、赤塚三丁目、赤塚六丁目、練馬区氷川台一丁目、高野台三丁目、谷原五丁目、三原台一丁目、石神井町一丁目、石神

削除する部分

井町二丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、上石神井四丁目、東大泉五丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町五丁目、足立区西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目、東伊興三丁目、葛飾区東金町二丁目、南水元一丁目、江戸川区一之江五丁目及び西篠崎一丁目各地方内

港区三田四丁目、白金六丁目、新宿区高田馬場四丁目、台東区上野七丁目、上野公園、品川区上大崎三丁目、東五反田三丁目、西五反田三丁目、大田区鵜の木一丁目、世田谷区松原二丁目、桜上水四丁目、玉川二丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目、千歳台六丁目、大蔵二丁目、大蔵四丁目、上北沢二丁目、上北沢四丁目、八幡山三丁目、給田二丁目、給田三丁目、給田五丁目、南島山二丁目、南島山三丁目、南島山四丁目、南島山五丁目、北島山八丁目、渋谷区千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷五丁目、杉並区成田東三丁目、豊島区高田三丁目、目白一丁目、北区十条台一丁目、赤羽一丁目、赤羽三丁目、赤羽西二丁目、赤羽北一丁目、赤羽北二丁目、板橋区大山西町、練馬区旭丘一丁目、旭丘二丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松四丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、三原台三丁目、石神井町二丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、上石神井四丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉五丁目、西大泉一丁目、西大泉二丁目、足立区青井一丁目、青井六丁目、伊興三丁目、伊興四丁目、北加平町、神明南一

第二種中高層  
住居専用地域

丁目、神明南二丁目、中央本町五丁目、西竹の塚二丁目、花畑一丁目、葛飾区鎌倉一丁目、細田四丁目、東金町二丁目、江戸川区西小岩二丁目、本一色二丁目、船堀七丁目、宇喜田町及び臨海町六丁目各各地内並びに同区臨海町六丁目地先

変更する部分

足立区舎人二丁目地内

追加する部分

港区六本木一丁目、世田谷区千歳台一丁目、千歳台二丁目、千歳台五丁目、千歳台六丁目、喜多見五丁目、給田五丁目、北烏山八丁目、渋谷区東一丁目、代々木四丁目、千駄ヶ谷二丁目、荒川区南千住三丁目、南千住八丁目及び江戸川区船堀七丁目各各地内

削除する部分

港区虎ノ門五丁目、六本木一丁目、新宿区愛住町及び渋谷区代々木四丁目各各地内

変更する部分

目黒区大橋二丁目地内

追加する部分

中央区勝どき五丁目、港区白金六丁目、新宿区愛住町、台東区上野公園、江東区若洲二丁目、若洲三丁目、品川区北品川四丁目、北品川六丁目、上大崎三丁目、目黒区東山二丁目、東山三丁目、大田区大森西二丁目、大森西三丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、大森北六丁目、田園調布一丁目、仲六郷一丁目、西蒲田五丁目、蒲田二

第一種住居地

削除する部分

丁目、蒲田三丁目、蒲田四丁目、ふるさとの浜辺公園、世田谷区経堂二丁目、経堂三丁目、松原一丁目、桜上水四丁目、桜上水五丁目、大蔵二丁目、大蔵四丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、南烏山二丁目、南烏山三丁目、南烏山四丁目、豊島区高田三丁目、渋谷区代官山町、豊島区高田三丁目、目白一丁目、北区王子五丁目、東十条三丁目、板橋区板橋四丁目、加賀一丁目、向原二丁目、大原町、練馬区羽沢三丁目、豊玉南三丁目、中村南一丁目、貫井一丁目、氷川台三丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松四丁目、高松五丁目、土支田二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、三原台三丁目、石神井町二丁目、石神井町七丁目、東大泉二丁目、東大泉五丁目、足立区青井一丁目、青井六丁目、伊興三丁目、伊興四丁目、扇二丁目、北加平町、神明南一丁目、神明南二丁目、千住桜木一丁目、中央本町五丁目、西竹の塚二丁目、葛飾区東新小岩一丁目、東新小岩二丁目、東新小岩四丁目、鎌倉一丁目、細田一丁目、細田四丁目、細田五丁目、東金町二丁目及び江戸川区西小岩二丁目各各地内

第二種住居地

変更する部分

布一丁目、仲六郷一丁目、仲六郷二丁目、西蒲田五丁目、蒲田四丁目、世田谷区経堂四丁目、桜丘二丁目、北沢一丁目、北沢五丁目、松原一丁目、桜上水四丁目、瀬田二丁目、船橋一丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、南烏山五丁目、代官山町、豊島区西池袋二丁目、目白三丁目、北区王子五丁目、神谷一丁目、荒川区南千住三丁目、南千住八丁目、板橋区向原二丁目、練馬区貫井一丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、高松五丁目、土支田三丁目、石神井町二丁目、足立区江北一丁目、千住大川町、千住桜木一丁目、千住柳町、西新井本町の塚二丁目、葛飾区堀切二丁目、亀有二丁目、新小岩二丁目、新小岩四丁目、高砂五丁目、金町二丁目、金町三丁目、金町浄水場、東金町二丁目、東金町三丁目、江戸川区一之江五丁目、一之江七丁目、江戸川四丁目、南小岩一丁目、南小岩四丁目、南小岩五丁目、北小岩三丁目、東松本二丁目及び西葛西三丁目各各地内

追加する部分

板橋区若木二丁目、練馬区石神井町二丁目、足立区青井一丁目、青井六丁目、神明一丁目、神明二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目及び江戸川区江戸川六丁目各各地内

第二種住居地

千代田区麴町四丁目、港区三田四丁目、虎ノ門五丁目、六本木一丁目、新宿区大久保三丁目、品川区

西五反田三丁目、渋谷区恵比寿西二丁目、代官山町、千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷五丁目、杉並区成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、北区豊島四丁目、豊島五丁目、十条台一丁目及び足立区千住桜木一丁目各地内

削除する部分

千代田区麹町四丁目、麹町五丁目、二番町、港区虎ノ門二丁目、六本木一丁目、六本木三丁目、赤坂九丁目、渋谷区代官山町、代々木四丁目、北区十条台一丁目及び足立区千住桜木一丁目各地内

変更する部分

港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目、赤坂九丁目及び新宿区西新宿五丁目各地内

準住居地域

追加する部分

世田谷区玉川二丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目及び足立区花畑一丁目各地内

削除する部分

渋谷区代々木四丁目、板橋区蓮根二丁目及び蓮根三丁目各地内

変更する部分

足立区花畑一丁目地内

近隣商業地域

追加する部分

港区白金六丁目、新宿区高田馬場四丁目、台東区浅草七丁目、墨田区京島一丁目、大田区大森西六丁目、田園調布本町、田園調布一丁目、仲六郷一丁目、仲六郷二丁目、仲六郷三丁目、西蒲田五丁目、蒲

田二丁目、蒲田三丁目、蒲田本町二丁目、世田谷区経堂四丁目、桜丘二丁目、大原一丁目、大原二丁目、北沢一丁目、北沢五丁目、松原二丁目、松原三丁目、船橋一丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、八幡山三丁目、渋谷区恵比寿三丁目、杉並区梅里二丁目、成田東一丁目、成田東三丁目、北区堀船一丁目、東十条三丁目、赤羽西二丁目、荒川区東尾久三丁目、板橋区大山西町、蓮根二丁目、蓮根三丁目、練馬区貫井一丁目、春日町五丁目、春日町六丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、石神井町八丁目、東大泉五丁目、西大泉一丁目、西大泉二丁目、大泉町二丁目、足立区足立一丁目、足立三丁目、綾瀬三丁目、扇二丁目、千住大川町、千住龍田町、千住元町、千住柳町、西新井栄町二丁目、西新井本町一丁目、葛飾区東四つ木三丁目、堀切二丁目、亀有二丁目、亀有三丁目、新小岩二丁目、新小岩四丁目、東金町二丁目、江戸川区一之江七丁目、江戸川四丁目、南小岩一丁目、南小岩四丁目、南小岩五丁目、北小岩三丁目、東松本二丁目及び本一色二丁目各地内

削除する部分

新宿区四谷一丁目、大田区田園調布本町、仲六郷一丁目、西蒲田五丁目、蒲田四丁目、蒲田本町二丁目、世田谷区経堂二丁目、経堂三丁目、松原二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、南島山二丁目、南島山三丁目、渋谷区千駄ヶ谷二丁目、北区堀船一丁目、赤羽一丁目、荒川区東尾久三丁目、東尾久六丁目、板橋区大山西町、練馬区旭丘

商業地域

変更する部分

一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、足立区綾瀬三丁目、梅島二丁目、千住旭町、中央本町一丁目、西竹の塚一丁目、葛飾区立石八丁目、東立石四丁目、四つ木一丁目、高砂五丁目及び南水元一丁目各地内

追加する部分

千代田区麹町四丁目、麹町五丁目、二番町、中央区勝どき五丁目、勝どき六丁目、港区虎ノ門二丁目、南麻布四丁目、六本木一丁目、六本木三丁目、赤坂九丁目、新宿区四谷一丁目、四谷本塩町、文京区音羽一丁目、台東区上野七丁目、品川区上大崎三丁目、西五反田三丁目、大田区大森西二丁目、大森西三丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、蒲田四丁目、蒲田本町二丁目、世田谷区経堂二丁目、松原一丁目、渋谷区東一丁目、代官山町、渋谷三丁目、北区王子一丁目、堀船一丁目、赤羽一丁目、赤羽三丁目、荒川区東尾久三丁目、東尾久六丁目、練馬区旭丘一丁目、旭丘二丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、足立区綾瀬三丁目、千住旭町、葛飾区立石三丁目、立石四丁目、立石八丁目、東立石四丁目、四つ木一丁目、四つ木二丁目及び東金町三丁目各地内

削除する部分

千代田区麹町四丁目、台東区上野七丁目、浅草七丁目、品川区上大崎三丁目、上大崎四丁目、西五反田三丁目、大田区大森西二丁目、大森西三丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、大森北六丁目、西蒲田五丁目、蒲田二丁目、蒲田三丁目、蒲田四丁目、世田谷区大原一丁目、大原二丁目、松原二丁目、松原三丁目、渋谷区千駄ヶ谷五丁目、千駄ヶ谷六丁目、荒川区東尾久三丁目及び足立区西新井栄町二丁目各地方内

変更する部分

港区虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目、愛宕一丁目、六本木一丁目、六本木三丁目、六本木七丁目、赤坂九丁目、港南二丁目、台東区上野七丁目、大田区大森西二丁目、大森西三丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、大森北六丁目、西蒲田五丁目、蒲田二丁目、蒲田四丁目、世田谷区宮坂三丁目、渋谷区渋谷三丁目、桜丘町、道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、葛飾区青戸三丁目及び江戸川区南小岩七丁目各地方内

準工業地域

追加する部分

港区白金六丁目、江東区東雲一丁目、東雲二丁目、有明三丁目、品川区北品川四丁目、北品川五丁目、東品川二丁目、東品川三丁目、大田区大森東三丁目、東海六丁目、ふるさとの浜辺公園、北区赤羽北一丁目、赤羽北二丁目、浮間四丁目、荒川区南千住三丁目、荒川一丁目、東尾久三丁目、板橋区向原

削除する部分

二丁目、前野町二丁目、練馬区高松五丁目、足立区梅島二丁目、中央本町一丁目、葛飾区高砂五丁目、金町二丁目、金町三丁目、金町浄水場、江戸川区小松川一丁目、宇喜田町及び西葛西三丁目各地方内

変更する部分

中央区勝どき五丁目、勝どき六丁目、墨田区京島一丁目、品川区北品川四丁目、北品川五丁目、大田区東海六丁目、仲六郷一丁目、仲六郷二丁目、仲六郷三丁目、蒲田本町二丁目、世田谷区船橋五丁目、喜多見九丁目、渋谷区恵比寿三丁目、東一丁目、渋谷三丁目、北区王子一丁目、王子五丁目、堀船一丁目、東十条三丁目、浮間一丁目、荒川区荒川一丁目、東尾久三丁目、東尾久七丁目、東尾久八丁目、板橋区板橋四丁目、加賀一丁目、向原二丁目、大原町、練馬区羽沢三丁目、豊玉南三丁目、中村南一丁目、貫井一丁目、氷川台三丁目、高松五丁目、足立区足立一丁目、足立三丁目、綾瀬三丁目、扇二丁目、千住大川町、千住桜木一丁目、千住龍田町、千住元町、葛飾区立石三丁目、立石四丁目、四つ木一丁目、四つ木二丁目、東四つ木三丁目、亀有三丁目、東新小岩一丁目、東新小岩二丁目、東新小岩四丁目、江戸川区小松川一丁目及び本一色二丁目各地方内

工業地域

追加する部分  
神明南一丁目、神明南二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、谷中四丁目、葛飾区東新小岩一丁目、東新小岩三丁目、東新小岩四丁目、奥戸二丁目、奥戸三丁目、奥戸七丁目、江戸川区船堀五丁目及び船堀七丁目各地方内

工業専用地域

追加する部分  
大田区東海六丁目地内  
変更する部分  
板橋区西台四丁目、若木一丁目、足立区扇一丁目及び葛飾区奥戸二丁目各地方内

縦覧場所

追加する部分  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに千代田区役所、中央区役所、港区役所、新宿区役所、文京区役所、台東区役所、墨田区役所、江東区役所、品川区役所、目黒

<p>区役所、大田区役所、世田谷区役所、渋谷区役所、中野区役所、杉並区役所、豊島区役所、北区役所、荒川区役所、板橋区役所、練馬区役所、足立区役所、葛飾区役所及び江戸川区役所</p> <p>縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和四年十二月一日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都計画地区計画 勝どき六丁目 変更する部分 中央区勝どき六丁目地内 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び中央区役所</p> <p>縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部</p>	<p>都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都計画地区計画 田町駅東口地区 変更する部分 港区芝浦三丁目及び芝浦四丁目各地内 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所</p> <p>縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>
<p>都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都計画地区計画 品川駅東口地区 変更する部分 港区港南一丁目、港南二丁目及び品川区北品川一丁目各地内 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに港区役所及び品川区役所</p> <p>縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都計画地区計画 環状第二号線 新橋・虎ノ門地区 変更する部分 港区新橋三丁目、新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所</p> <p>縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都計画地区計画 汐留地区 変更する部分 港区東新橋一丁目、東新橋二丁目及び海岸一丁目各地内 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所</p> <p>縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>
<p>都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都計画地区計画 汐留地区 変更する部分 港区東新橋一丁目、東新橋二丁目及び海岸一丁目各地内 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所</p> <p>縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都計画地区計画 環状第二号線 新橋・虎ノ門地区 変更する部分 港区新橋三丁目、新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所</p> <p>縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都計画地区計画 汐留地区 変更する部分 港区東新橋一丁目、東新橋二丁目及び海岸一丁目各地内 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所</p> <p>縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>

区計画

赤坂九丁目地  
区地区計画

変更する部分

港区赤坂六丁目、赤坂九丁目、六  
本木四丁目及び六本木七丁目各地  
内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

一 都市計画の種類

東京都市計画地  
区計画

都市計画を定める土地の区域

田町駅東口北  
地区地区計画

変更する部分

港区芝浦一丁目及び芝浦三丁目各  
地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

一 都市計画の種類

東京都市計画地  
区計画

都市計画を定める土地の区域

市谷本村町・  
加賀町地区地

変更する部分

区計画

新宿区市谷田町一丁目、市谷本村  
町、市谷砂土原町一丁目、市谷左  
内町、市谷加賀町一丁目、市谷加  
賀町二丁目、市谷長延寺町、市谷  
鷹匠町、納戸町及び市谷薬王寺町  
各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)及び新宿区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

一 都市計画の種類

東京都市計画地  
区計画

都市計画を定める土地の区域

大久保三丁目  
西地区地区計  
画

変更する部分

新宿区百人町二丁目及び大久保三  
丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)及び新宿区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

一 都市計画の種類

東京都市計画地  
区計画

都市計画を定める土地の区域

大崎駅東口第  
2地区地区計

変更する部分

画

品川区大崎一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)及び品川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

一 都市計画の種類

東京都市計画地  
区計画

都市計画を定める土地の区域

東五反田地区  
地区計画

変更する部分

品川区東五反田二丁目、東五反田  
三丁目及び北品川五丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)及び品川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

一 都市計画の種類

東京都市計画地  
区計画

都市計画を定める土地の区域

東品川四丁目  
地区地区計画

変更する部分

品川区東品川三丁目及び東品川四  
丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)及び品川区役所

<p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十二階北側) 及び品川区役所 品川区大崎一丁目地内</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十二階北側) 及び品川区役所 品川区大崎一丁目地内</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>
<p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域</p> <p>二 縦覧場所 北品川五丁目 品川区北品川五丁目地内</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域</p> <p>二 縦覧場所 品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、大崎二丁目及び広町二丁目各地方内</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>
<p>区計画</p> <p>豊島八丁目地 地区区計画 変更する部分 北区豊島八丁目、王子五丁目及び神谷一丁目各地方内</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十二階北側) 及び北区役所 公告の日から二週間</p> <p>三 縦覧期間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十二階北側) 及び江戸川区役所 品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、大崎二丁目及び広町二丁目各地方内</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について</p> <p>東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の</p>

案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(宮益坂地区)

渋谷区渋谷一丁目及び渋谷二丁目 各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び渋谷区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画都市再生特別地区に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市再生特別地区

市再生特別地区(八重洲一丁目(北地区) 中央区八重洲一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画都市再生特別地区に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市再生特別地区

(日本橋室町一丁目地区) 中央区日本橋室町一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び中央区役所

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画都市再生特別地区に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市再生特別地区

(内神田一丁目地区) 千代田区内神田一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び千代田区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東



京都市計画流通業務団地に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画流通業務団地

北部流通業務 変更する部分  
団地

足立区入谷一丁目、入谷五丁目、  
入谷六丁目、入谷七丁目及び舎人  
公園各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)及び足立区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

勤務条件についての措置の要求に関する規則  
に基づく公示による送付

勤務条件についての措置の要求に関する規則(平成8年  
東京都人事委員会規則第7号)第23条第2項の規定により、  
下記のとおり公示による送付を行う。

なお、送付すべき書類は、東京都人事委員会事務局任用  
公平部審査課に保管し、送付を受けるべき者にいつでも交  
付する。受領しないときは、令和4年12月16日の終了をも  
って書類の送付があつたものとみなされる。

令和4年12月1日

東京都人事委員会

委員長 青 山 伸

1 送付すべき書類

東京都人事委員会に令和4年8月23日に郵便により送  
付された勤務条件に関する措置の要求に関する通知

2 送付を受けるべき者

住所 不明  
氏名 不明(自称 警視庁機動隊員を配偶者に持つ  
者)

雑 報

東京都職員共済組合会互選議員選挙の結  
果について

令和四年十一月十一日に執行した東京都職員共済組合組  
合会互選議員選挙に次の者が当選したので、東京都職員共  
済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)第十六条第二  
項の規定に基づき公告する。

令和四年十二月一日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

選挙区	定数	当選者氏名	所属
第一区	三	西村 剛	東京都中央卸売市場豊 洲市場水産農産品課
		鎌滝 裕輝	東京都環境局環境改善 部自動車環境課
		樋口 竜	東京都福祉保健局心身 障害者福祉センター地

第二区	第四	岩間 弘	墨田区保健衛生担当部 保健計画課
		矢内 幸夫	練馬区教育振興部教育 総務課
		籠谷 勝治	荒川区管理部管轄課
		安田 直美	世田谷区立若林小学校 (退職時)
第三区	第三	諸隈 信行	東京都水道局南部支所 庶務課(退職時)
		見城 史浩	東京都交通局車両電気 部大島車両検修場
		齋藤 佳彦	東京消防庁人事部厚生 課

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一〇一〇一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

